

三次市下水道使用料等検討委員会  
令和4年3月23日（火）  
みよしまちづくりセンター

1. 三次市下水道使用料検討委員会の取組み

	開催日	場所	議事内容
第1回	R2.11.25	福祉保健センター ふれあいホール	1 現状の把握（下水道事業の概要説明） 2 問題点の確認 ①使用料の格差 ②一般会計繰入金 ③経費回収率 ④人数制
第2回	R3.1.19	三次市役所 602 会議室 和知地区農集処理施設 三次水質管理センター	1 第1回の補足説明 2 処理施設の視察（向江田・三次）
第3回	R3.3.29	みよしまちづくりセンター ペペらホール	1 第1回・第2回の振り返り 2 視察した処理区の状況について 3 使用料についての基本的な考え方 4 今後の使用料収入の見通しについて 5 維持管理費の見通しについて 6 経費回収率について 7 経営改善に向けた取組みについて 8 使用料改定の方向性について
第4回	R3.7.13	三次市役所 601 会議室	1 改定の考え方について 2 改定の時期について 3 事業間の使用料格差について 4 1～3を踏まえた使用料改定の試算
第5回	R3.11.22	みよしまちづくりセンター 1階会議室	1 接続率の向上を図りつつ、令和17年度までに複数回の改定を行うことについて 2 改定の事業対象を、公共、特環、農集とし、特排は対象外とすることについて 3 特環、農集の使用料算定について、人数制を従量制にし、上水のないところについては、認定水量制の導入をすることについて

## 2. 三次市下水道使用料等検討委員会報告書の骨子

- ① 独立採算制を旨とする下水道使用料は、原則として事業運営に要する総費用(汚水処理費原価)の見込みを立て、それを賄える適正な使用料で回収することとされている。

令和2年度経費回収率は、4事業で69.91%と低い状況であり、一般会計に高い負担をかけていることから、適正な使用料体系の確立による経費回収率の向上を図る必要がある。
- ② 事業間の使用料格差を解消するため、使用料体系を統一し、人数制を可能な限り従量制へ移行する。上水のない地域は認定水量制を導入することが妥当である。
- ③ 事業の持続性、下水道事業としての利用者負担による独立採算制の原則に鑑み、総体として従来の使用料水準から引き上げは避けられない。
- ④ 公共、特環、農集は、集合処理であるのに対し、特排は個別処理であり、個人設置型浄化槽の家庭と比較し、すでに高水準の使用料を支払っているため、使用料改定の対象から外す。
- ⑤ 公共下水道三次処理区の整備が完了予定である、令和17年度を目途に、使用料体系の統一、段階的な使用料の改定を行い、適正な使用料の確立による経費回収率の向上を図り、健全な運営の確保する必要がある。
- ⑥ 下水道事業者は、事業の効果等について、啓発し、接続率や収納率の向上など、経営の改善に最大限努力をすること。また、施設の老朽化の状況把握を行い、更新計画へ反映させながら事業運営すること。
- ⑦ 改定の時期については、市民生活や経済活動に大きな影響を与えないよう社会情勢を見極めて決定すること。
- ⑧ 改定については、使用者に混乱が生じないように、わかりやすい広報に努めること。